

平成 21 年 7 月 14 日

労働者の健康障害防止にかかる化学物質のリスク評価方針（案）
（平成 21 年度）

1 リスク評価の目的

職場における化学物質の取扱いによる健康障害の防止を図るためには、事業者が自らの責務として個々の事業場でのばく露状況等を把握してリスクを評価し、その結果に基づきばく露防止対策を講ずる等の自律的な化学物質管理を適切に実施することが基本である。しかし、中小企業等においては自律的な化学物質管理が必ずしも十分ではないことから、平成 18 年度から、国は、重篤な健康障害のおそれのある有害化学物質について、労働者のばく露状況等の関係情報に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが高い作業等については、リスクの程度に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じてきている。

2 リスク評価の現状

- (1) 平成 18 年 9 月より「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」を開催し、ヒトに重篤な健康障害（がん等）を発生させるおそれある物質について、学識者によるリスク評価を実施している。
- ① 平成 18 年度には、5 物質についてリスク評価を行い、このうちホルムアルデヒド、1, 3-ブタジエン、硫酸ジエチルの 3 物質について平成 19 年度において特定化学物質障害予防規則等の改正を行い規制の強化を図った。
 - ② 平成 19 年度には、10 物質についてリスク評価を行い、このうちニッケル化合物、砒素及びその化合物の 2 物質について平成 20 年度において特定化学物質障害予防規則等の改正を行い規制の強化を図った。
 - ③ 平成 20 年度には、44 物質についてリスク評価を行い、このうちリスクの高いおそれのある 7 物質について、平成 21 年度に詳細リスク評価を実施することとした（規制強化については、詳細リスク評価を受けて、平成 22 年度以降に行われる予定）。
- (2) このほか、平成 18 年度のリスク評価を受けて規制の強化を行ったホルムアルデヒドについては、医療現場等における取扱いについては、特別な考慮が必要となったことから 20 年 7 月に「少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会」を開催し、大学医学部における解剖（正常解剖）、病理解剖、歯科医療等におけるホルムアルデヒドの規制のあり方の検討を行いリスク管理措置の適正化を図った。

また、ホルムアルデヒド、臭化メチル、シアン化水素を用い農畜産物の防疫のために実施される燻蒸作業にかかる規制の強化を図った。

さらに、労働現場におけるリスク評価において、重要となるばく露評価について、その適切な運用を図るため、同小検討会において検討を進め、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」が作成されたところである。

3 平成21年度のリスク評価の方針（案）

（1）検討体制の強化

平成18年度からの個別物質のリスク評価は、「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」において実施してきたが、3ヶ年のリスク評価の実績を踏まえ、以下の5つの観点から体制の見直しを行う。

- 1) リスク評価対象物質選定手順、基準の明確化、透明性の確保
- 2) 科学的判断が求められるリスク評価検討会と政策的判断が求められるリスク管理の検討会の分離
- 3) リスク評価の2つの要素である有害性評価検討とばく露評価検討の分離によるリスク評価検討の効率的推進
- 4) リスク評価結果を受けた健康障害防止措置の検討における最新の健康障害防止技術開発動向及び健康障害防止措置の導入が必要な事業場等の動向の検討の推進
- 5) リスク評価の動向や評価結果の情報提供の推進

（2）各検討会におけるリスク評価検討の加速等

1) 化学物質のリスク評価に係る企画検討会

化学物質のリスク評価に係る企画検討会においては、平成21年度のリスク評価にかかる基本方針の策定を行うとともに、平成22年度の有害物ばく露作業報告を求める物質の選定作業を9月までに実施し、12月には、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」に沿って報告を求めることとする。また、前年度のリスク評価結果及び今後のリスク評価の方針等の情報を関係者に提供するとともに、リスク評価に関する関係者間の相互理解を促進するため、労働分野におけるリスクコミュニケーションのあり方を検討する。

2) 化学物質のリスク評価検討会

化学物質のリスク評価検討会については、平成21年度から有害性評価とばく露評価を並行して審議することとし、同検討会のもとに以下の2つの小検討会を設け、効率的な検討を行う。

① 有害性評価小検討会

有害性評価小検討会においては、国内外の疫学、毒性等にかかる情報をもとに、平成21年度に新たにリスク評価を行う20物質の有害性評価を行うこととする。また、国によるがん原性試験の実施が必要な物質2物質の選定を行うこととする。

② ばく露評価小検討会

ばく露評価については、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」に沿って、前年度のリスク評価において高いばく露レベルが確認された7物質について詳細リスク評価を行うとともに、平成21年度の有害物ばく露作業報告を求めた20物質について、優先度の高い物質からばく露評価を実施することとする。

3) 化学物質の健康障害防止措置に係る検討会

化学物質の健康障害防止措置に係る検討会では、リスク評価結果がとりまとめられた物質について政策ベースの検討が可能となるよう、関係事業者、保護具メーカー等からもヒヤリングを行うなどして、最新の技術開発動向や規制の導入にあたって考慮すべき事項を積極的に聴取し、円滑かつ適切な健康障害防止措置の導入を目指すこととする。

ただし、平成21年度においては、詳細リスク評価が実施されている状況であり、実質的な検討は平成22年度以降となる見込みである。

また、国による試験において発がん性が確認された物質については、その取扱い等にかかる行政指導等の検討を行い、その方針をとりまとめることとする。このほか、近年健康障害の発生が増加している一酸化炭素（CO）中毒の防止措置の検討を実施することとする。

(3) リスク評価にかかる情報提供等の推進

リスク評価にかかる情報提供等についても、規制措置の導入に際して、パブリックコメントを通じて、国民の意見を積極的に募集するとともに、リスク評価の節目にリスクコミュニケーションを実施し、国民にわかりやすい情報提供に努めることとする。

このほか、リスク評価を通じてとりまとめられた情報については、MSDSを作成し、提供するとともに、ばく露実態調査における個人ばく露測定等のために策定された測定・分析方法についても、積極的に情報提供し、事業者自らのリスク管理の導入を支援して行くこととする。

以上